

## FMI事業承継セミナー参加体験レポート 2



セミナー：『事業継承問題の解決と事業継承診断』

開催日：H20年9月20日（土）13:00~17:00 実施済

講師：FMI 株式会社 財務経営調査研究所 社長 上村 惇生

テーマ

非公開企業の従業員持株会のあり方

（講演後半議事録より）

・・・従業員持株会は、非公開オーナー企業と公開企業では、従業員の経営参画意識の昂揚と財産形成の一助とすることで共通点がありますが、その運用ルール等には大きな違いがあります。また、持株会制度を導入する企業側の狙いも異なります。従業員持株会の理解にはこれらを混同しないことです。以下そのポイントを整理すると次のとおりです。

### 公開企業と非公開オーナー企業の従業員持株会比較

| 項 目  | 非公開オーナー企業                      | 公開企業                              |
|------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 企業目的 | 社員の経営意識の醸成<br>事業承継対策と相続税対策     | 株式公開に向けた従業員パワーの結集<br>安定株主対策       |
| 会の目的 | 自社株を取得し社員の財産形成の一助とする           | 自社株を取得して社員の財産形成の一助とする             |
| 会 員  | 一定条件を満たす正社員とするなど資格条件を厳しく限定的とする | 使用期間を除く全ての社員、関係会社社員も含むケースなど対象は幅広い |
| 拠出金  | 臨時積立方式                         | 定時積立と臨時積立の併用方式                    |
| 保有割合 | 発行済株式総数の10%未満                  | 発行済株式総数の3%～5%                     |
| 株式引出 | 引出不可、持株会が金銭で買取                 | 引出自由（1単元の整数倍まで可）                  |
| 譲渡価額 | 配当還元価額または旧額面                   | 市場価額（時価）                          |
| 譲渡制限 | 取締役会の承認が必要（定款）                 | 制限なし（自由）                          |

以上から明らかなように、非公開オーナー企業は、定款の譲渡制限規定をはじめ、従業員株主を持株会の会員に限定するなど 自社株の外部流出（分散化）阻止を重視する点で公開企業の資本政策とは根本的に異なります。

上場会社を真似て、従業員持株会を安易に導入した結果、返って 労使のトラブルが増え、経営がやり難くなる場合があります。また、持株会本来の目的から逸脱して、労働組合的色彩が強まり、持株会の解散を余儀なくされた会社もあります。企業目的（戦略）と従業員持株会本来の目的が一致することが、従業員持株会成功の条件です。そのためには、持株会規則等が、非公開オーナー企業の性格にマッチした内容でなければなりません。

以下講演記録省略

## ☆ 講演後の公開質問会における質疑応答より

Q1.持株会に対する株式の供給方法は？

A1.公開会社と違い株式の供給には制約がありますが、次の3つの方法が考えられます。

- ① 大株主から分譲 ② 売却希望者からの買取 ③ 第三者割当増資

Q2.持株会が大株主等から自社株を買取る場合の課税関係はどうなりますか？

A2.非公開企業の持株会が買取る価額は、配当還元価額（または旧額面）が一般的ですから、株主によっては、著しい低額譲渡による会員の経済的利益に対し課税関係が生じます。

低額譲受による経済的利益（時価－配当還元価額＝経済的利益）

- (1) 個人株主からの低額譲受：贈与税が課税されます。  
但し差額が110万円の基礎控除の枠内なら、実際には課税されません。
- (2) 法人株主からの低額譲受：一時所得として課税されます。  
但し差額が50万円の基礎控除の枠内なら、実際には課税されません。  
50万円を超える場合は、その超過金額の2分の1が課税対象となります。
- (3) 上記に該当するケース
  - ① 贈与税の課税関係が生じる場合：個人株主の同族関係者  
又15%以上の株主グループに属する一定の者
  - ② 一時所得として課税される場合：法人の役員または社員でない者
  - ③ 給与所得として課税される場合：法人の役員または社員である者

Q3.第三者割当増資の課税関係は？

A3.第三者割当増資は、株主以外の第三者に対する新株の発行ですから 商法上、既存株主の利益を害しないよう、株式の時価を基準に適正な価額で行わなければなりません。そのため、特に有利な発行価額で第三者割当増資を行う場合は、株主総会の特別決議による承認等が必要です。税務上、法人と第三者的関係にある個人は、時価と払い込み金額の差額を一時所得として課税され一方、持株会の会員（社員）は、給与所得として所得税が課税されます。

Q4.未公開会社の株式の時価について教えて下さい。

A4.非上場会社の場合、実務上の時価は相続税評価基準によるのが現実です。理由は、上場会社のように客観的な取引価額が見出せないからに過ぎません。従って、現実には売買実例があれば相続税評価に替えて、実際の取引価額を時価と看做することになります。相続と違って、株式の売買等では、時価（市場価額）を基準に課税されるからです。

Q5.税務上の時価についてもう少し詳しくご説明下さい。

A5.税制三法（法人税・所得税・相続税）における時価は同一ではありません。例えば、非公開株式の低額譲渡課税も、譲渡関係者により適用される税法が異なります。

| （譲渡人） | （譲受人） | （経済的利益課税） | （時価の計算基準） |
|-------|-------|-----------|-----------|
| 個人    | — 個人  | 贈与税       | 財産評価基本通達  |
| 法人    | — 個人  | 所得税       | 市場取引価額（注） |

（注）市場取引価額が見出せない場合、相続税の財産評価基本通達で算出される価額が準用されます。なお、この場合は『純資産価額方式』が一般的です。第三者割当増資は法人一個人の取引ですから特に注意が必要です。著しく低い価額の譲渡を贈与、一時所得、給与所得のいずれと認定するかなど、税制三法の適用基準については相当な専門知識が必要です。詳細は紙面の関係で省略しますが、ご要望次第では、今後のテーマにしたいと思います。

Q6.奨励金の適正な額及びその課税関係は？

A6.会員の積立金に対する適正な奨励金は3%～10%です。会計処理は福利厚生費ですが、会員の給与所得として課税されます。但し、税務上とは異なり、労働基準法第11条の賃金には該当しません。故に、時間外割り増し賃金のベースや社会保険料等の標準報酬に含める必要はありません。なお、積立金でなく配当金に対する奨励金は、株式平等の原則から問題がありますのでご注意ください。

Q7.従業員持株会が労働組合の結成につながる恐れはありませんか？

A7.持株会は民放第667条に基づく組合です。労働組合法第2条による労働組合とは法律上全く異なりますから、そのような懸念は杞憂でしょう。尤も、持株会の中心となる社員にそのような誤解が多い状況でしたら、持株会を通じた社員の経営参画自体が時期尚早と考えるべきでしょう。

Q8.多少懸念があるにしても、何とか育成したいのですが、アドバイスは？

A8.持株会導入時の検討準備段階が重要です。会社が持株会を導入する狙いと会本来の目的に関する労使の共通認識、持株会規約の理解、理事長等役員に対する指導等で、経営意識の注入によるレベルアップを目指すことです。これらの取り組みは、従来のオーナーワンマン経営から、幹部社員参加による組織経営へ転換するチャンスとなるでしょう。また、相互の懸念を払拭するため、従業員持株会との間で『覚書』を交わすのも有効な方法でしょう。覚書については、以下の事例をご参照下さい。

(文責SI)

(事例抜粋)

覚 書

1. 株式会社〇〇〇(以下甲という)の従業員持株会(以下乙という)は、経営の一層の発展のため、従業員の経営意識を昂揚させて、企業の利益を配当にて従業員に還元し、もって従業員の財産形成の一助とすることを目的とする。
2. この目的に従い、甲の理解と協力の下で設立された乙の会員とは、総て甲の社員でなければならない。
3. 株式の取得及び譲渡等については、予め定められた持株会規則、同運用細則を遵守しなければならない。
4. 従業員持株会の役員交替、持株会規則等の変更、解散等の際は、理事長は予め甲と十分な意思疎通に努めて、相互信頼を損なうことがあってはならない。
5. 甲は乙に対し、甲の業績・経営方針に関する経営情報をタイムリーに提供し、相互理解と信頼の醸成に努めるものとする。

.....(略)

以上の事項について十分に理解納得しました。今後とも乙の目的及び運営ルールを厳守し、これに反する行動をとらないことを確約します。

平成 年 月 日

乙 株式会社〇〇〇 従業員持株会理事長 □□□ 印

甲 株式会社〇〇〇 殿

FMI 株式会社 財務経営調査研究所 代表取締役 上村 惇生 ウエムラ・アツオ)

住所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅五丁目33番21号

アクアタウン納屋橋403

TEL 052-563-2033 FAX 052-563-2026 URL <http://www.fmi-c.jp>